

特別用途食品を知っていますか？

特別用途食品とは

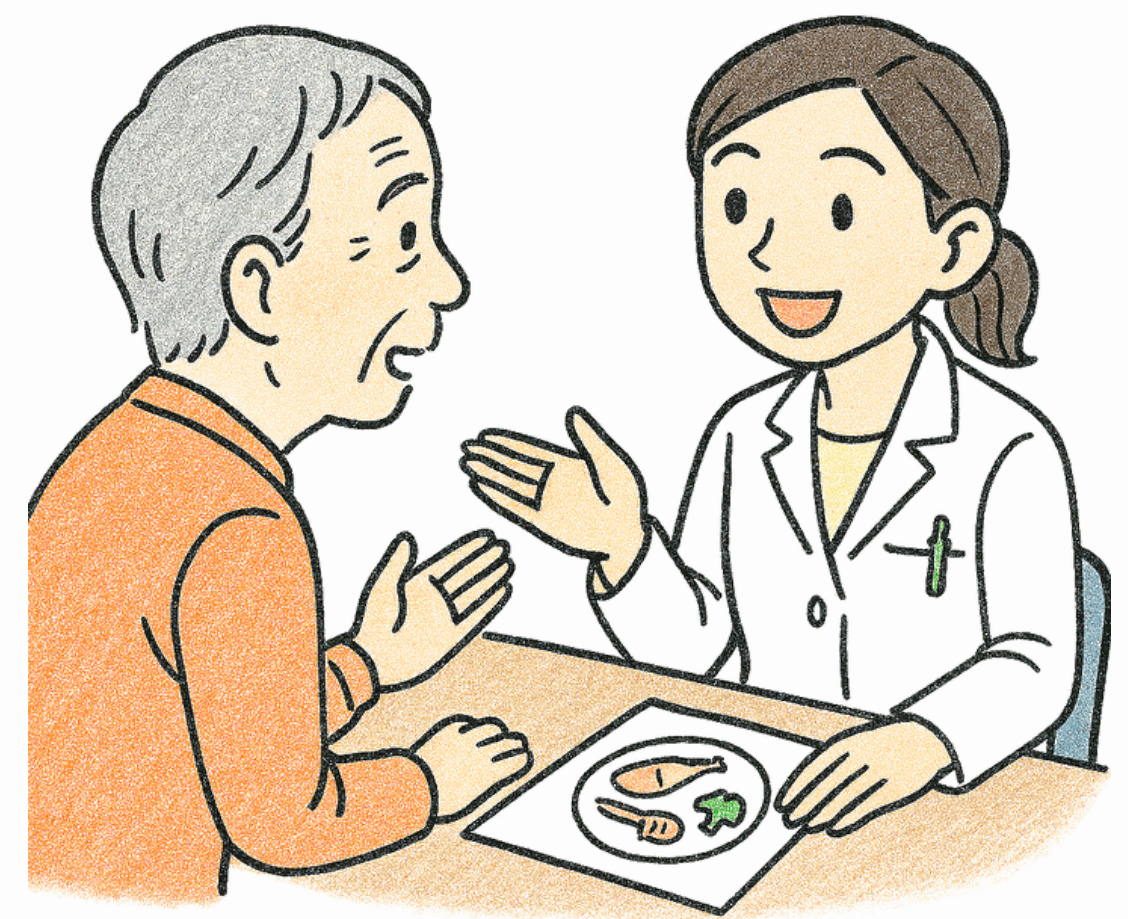
食品のパッケージに特別な用途※を表示するものを特別用途食品といいます。特別用途食品には許可マークが表示されます。

※特別な用途

「病者用」

「えん下困難者用」

「赤ちゃん用のミルク」など



特別用途食品は医師・管理栄養士等に相談し、指導に沿って使用することが適当です。

特別用途食品は、国の審査を受け許可を受けた食品です。

特別用途食品の種類

えん下困難者用食品
(ゼリー状の食品)

とろみ調整用食品
(水分にとろみをつける粉末)



乳児用調製乳



病者用食品



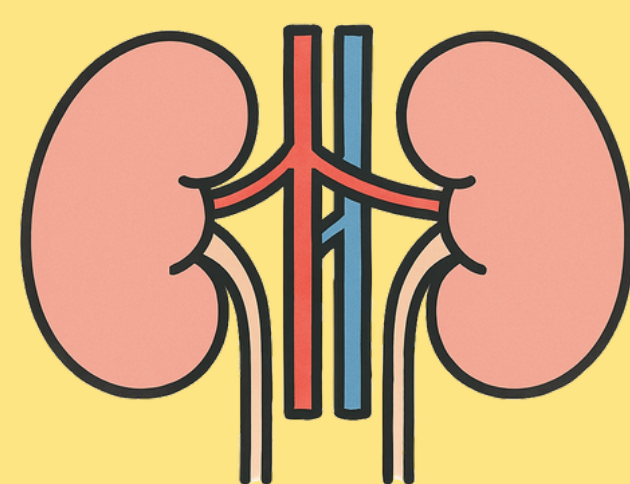
経口補水液
(感染性胃腸炎による)



総合栄養食品



糖尿病用・腎臓病用
組合せ食品



低たんぱく質食品

個別評価型の許可品例



脱水を伴う熱中症



褥瘡(じょくそう)



アレルギー除去食品
無乳糖食品



公益財団法人 日本健康・栄養食品協会